

改正 平成17年7月1日

（目的）

第1条 本要綱は、貯留槽から発生する汚でい（以下「貯留槽汚泥」という。）を北野衛生処理センター（以下「センター」という。）で処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 建築物の維持管理に責任を負うべき使用者または占有者等をいう。
- （2）汚水 水洗便所等のし尿を含む排水及び生活排水をいう。
- （3）貯留槽 汚水が流入し、下水道法第2条第6項に規定する公共下水道及び水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に接続されていない槽をいう。ただし汲取り便槽、地下浸透樹及び工場排水、雨水その他特殊な排水が流入する槽を除く。
- （4）清掃業者 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第62条の許可を受けた者をいう。

（申請書の提出）

第3条 利用者は貯留槽汚泥をセンターで処理する際には、貯留槽登録申請書（様式（様式略））を提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料等を添付しなければならない。

- （1）設置場所案内図
- （2）建物配置図
- （3）当該貯留槽図面
（センターへの汚泥搬入の制限）

第4条 センターの施設を損傷し、又は機能を阻害する恐れのある性状の汚でい又は固形物を、搬入してはならない。

2 センターへの汚でいの搬入は清掃業者によらなければならない。

（利用者の責務）

第5条 利用者は、貯留槽から汚水の流出、及び臭気の発生が無いよう対策を講じなければならない。

（定めのない事項）

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。